



Inheritance support service

相続サポート サービス

JA は相続のお手伝いをさせていただきます。

皆様大切にしてきた資産や農地を守り続けるために
JA では資産運用や遺産分割に関する
ご相談など皆様のご要望にあった
相談活動を行っています。



 **JA 埼玉ひびきの**

JA 全農さいたま

相続の事前対策のご相談から相続税の申告などについてのサポートサービスをご提案させていただきます。

JAの 相続事前 サポート

相続には様々な心配がつきものです。ご自身の相続を想定して、事前に相続の有り方や対策を検討することをお勧めします。ご自身が病気などで物事の判断が困難になってしまっただけからや、相続が発生してからでは対策も手遅れです。事前の対策は、大切な資産や農業を守ることとなり、円滑な相続を実現する一助となるでしょう。

JAの 葬儀 サポート

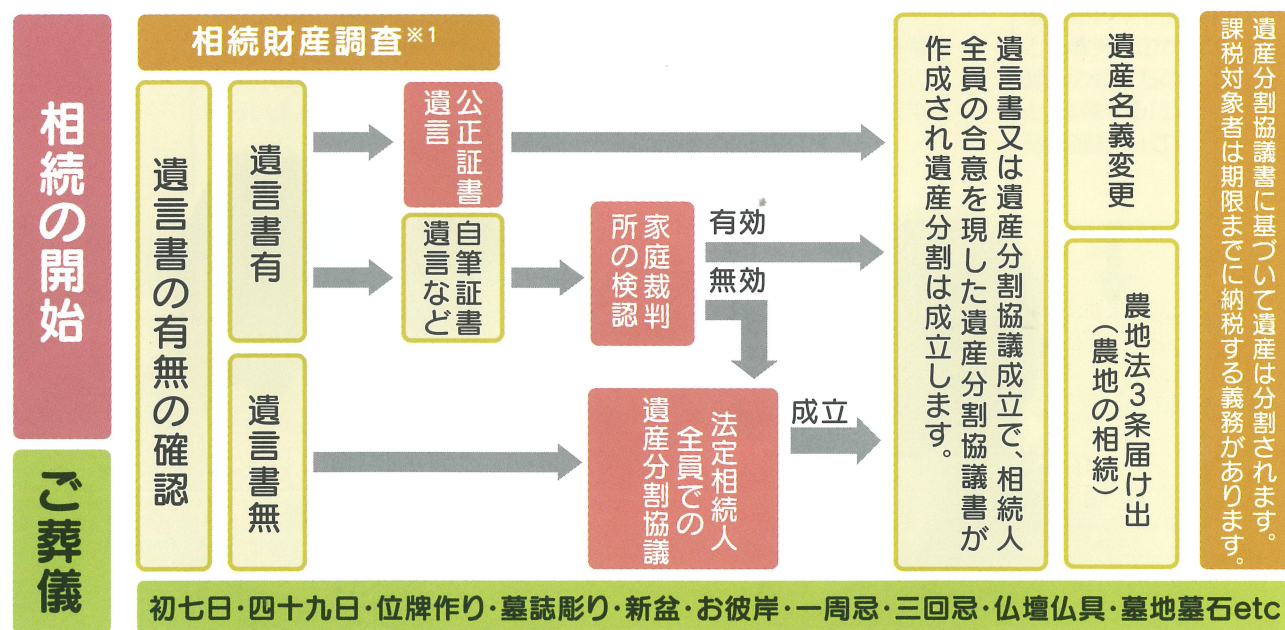
長い人生の中でも実際にご葬儀を執り行うことが、初めてという方も少なくありません。ご葬儀は人生の最終章を飾る大切な儀式であると同時に、残された方々との最後のお別れの機会となります。JA葬祭では、事前相談を承っております。葬儀を執り行うための事前準備と心構え、流れやしきたり、葬儀費用、葬儀後の供養まで、わかりやすく丁寧に説明させていただきます。

JAの 相続開始後 サポート

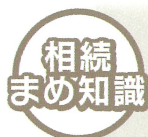
遺産の相続財産評価額の総額が一定額を超えると、相続人は相続税の申告・納付を行います。JAでは相続に必要な手続きと今後のスケジュールなどを打合せさせていただき、さらに専門家と連携して遺産分割の内容に従った相続税申告などをサポートします。



遺産分割までの基本的な流れ(簡略図)



※1:遺産はプラスの分だけとは限りません。負債などの負の部分も遺産となります。遺産分割後に新たに分かった場合、その分は相続人全員が相続する事になります。



相続が発生した場合、相続人に対して必ず相続税が課されるというものではありません。

遺産総額が基礎控除額を超えた場合に課税されます。

基礎控除額は、「3,000万円+(600万円×法定相続人数)」(平成30年7月現在)と定められています。

財産(不動産・預貯金ほか)から債務(借入金・未払金ほか)を引いたものが正味の遺産総額で、正味の遺産総額から基礎控除額を引いたものが課税遺産総額になります。相続税の総額計算は、法定相続分の割合で相続したものと想定して計算します。実際の相続税は、相続人それぞれの相続分に応じて按分され、各人が負担することになります。

相続開始後の主な手続きと流れ

時間的制限
のあるもの

死亡を知った

相続の発生を知った

当日から7日以内

死亡届
提出期限

当日から3ヶ月以内

相続放棄・限定承認
の申請期限

翌日から4ヶ月以内

準確定申告
の期限

翌日から10ヶ月以内

相続税の申告・
納税期限

故人が関わっていた「各種名義の改廃」「未払・未収」「保険、会員資産」等を
全て調べ、其々に必要とされる条件に応じた対応を行います。



◎相続発生後の手続き

速やかに

4ヶ月以内

10ヶ月以内

被相続人の死亡

葬儀告別式

四十九日法要

所得税の申告と納付

遺産分割の決定

相続税の申告と納付

一周忌法要

何の手続きから始めたらいいの？
どこで手続きができるのかな？

相続人や遺言書の有無、遺産や債務の
確認をしなければならないな…

相続に必要なアドバイス

- 公共料金などの口座振替の変更
- 社会保険・年金関係のご案内
- 生命共済(保険)金の請求などのご案内

税理士と連携した税務のアドバイス

- 相続財産の評価のお手伝い
- 二次相続を踏まえた税務アドバイス

専門家と連携した書類作成のお手伝い

- 分割内容が決まりましたら、遺産分割協議書作成のサポートや相続税申告納付のお手伝い
- 不動産の相続登記などのお手伝い

遺言書有無の確認

- 相続人は、遺言書があるのか否かの確認が必要となります。

遺産分割協議

- 遺産分割協議書の作成をサポートします。

相続税納税準備

- 相続税申告書の作成をサポートします。

遺産の名義変更

- 不動産の相続登記や預貯金・有価証券などの名義書き換えのサポートをします。

以降は相続人のご要望に基づき、今後の財産管理・運用・売却に関するアドバイスをさせていただきます。

相続の開始

老後の生活について
誰でも不安を
かかえています。
例えば…

老後の生活
について
悩んでいる

将来認知症に
なった場合、
自身の財産が心配…

生命保険(共済)に
加入しているけど、葬儀費用が
賄えるのか心配

相続対策というのは、残されたご家族のためでなく、ご自身のため、
様々な不安を取り除くことにより、老後の安心を得るためと考えます。

JAが開催する「相続相談会」や「終活セミナー」に参加してみませんか？



JJAのサポート体制



ご相談者残された方があわてないように「もしもの時のために」準備をしておきたい。

相談

相談

くらしの相談課・催事相談センター

各支店・相続相談会

連携

連携



JJAの相続サポートサービス

JJAの金融共済部門や営農経済部門の相続サポート体制は、ご相続者にとって最善な相続方法などを各専門家と連携して、ご提案・サポートいたします。

弁護士

相続に関する紛争やトラブルの調停・解決、法律的な問題のご相談を行います。

税理士

相続発生前には相続対策を、相続発生後には税務申告を行います。

司法書士

不動産の名義変更など。また、成年後見を利用した財産管理等も行います。

土地家屋
調査士

大切な財産である土地・建物の各種表示登記、土地の分筆や分割などを行います。

公証役場

遺言書の中でもっとも確実なのが公証人の仲立ちのもと、作成する「公正証書遺言書」です。

- 財産評価は正しく、スピーディーに。
- スムーズな財産分割、財産の有効な活用・運用。
- 納税は期限内申告で円満な相続が完了。

※各分野の専門家に手続き等の実務を依頼する場合には、それぞれの専門家に対する費用(報酬)が発生いたします。



 **JA埼玉ひびきの**

くらしの相談課 TEL.0495-71-5666

催事相談センター TEL.0495-72-8778

本庄北支店 TEL.0495-24-1525 上里支店 TEL.0495-33-0549 児玉支店 TEL.0495-72-1244
本庄南支店 TEL.0495-24-1535 美里支店 TEL.0495-76-3131 神川支店 TEL.0495-77-2401